

食料・農業・農村基本法の検証・見直しに関する意見 1/6

令和5年7月14日

氏名／法人名(必須)	(公財)日本生態系協会 会長 池谷奉文(いけやほうぶん) ※団体としての意見
お住まいの都道府県／ 本社・本店等の所在地(必須)	東京都 豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル
職業／業種(必須)	以下の項目より、該当するものをお選びください。(☑をお願いします) <input type="checkbox"/> 農業関係 <input type="checkbox"/> 農業関係団体 <input type="checkbox"/> 食品製造・加工 <input type="checkbox"/> 外食産業 <input type="checkbox"/> 流通業 <input type="checkbox"/> 農業生産資材(肥料・農薬・飼料・農業機械) <input type="checkbox"/> 地方公共団体 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 一般消費者 <input type="checkbox"/> 消費者団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他
(1)御意見・御要望の分野	以下の項目より、該当するものに1つだけお選びください。(☑をお願いします) <input type="checkbox"/> 全般 <input checked="" type="checkbox"/> 基本理念 <input type="checkbox"/> 食料分野 <input type="checkbox"/> 農業分野 <input type="checkbox"/> 農村分野 <input type="checkbox"/> 環境分野 <input type="checkbox"/> 食料・農業・農村基本計画等 <input type="checkbox"/> 不測時における食料安全保障 <input type="checkbox"/> 関係者の責務、行政機関及び団体その他 <input type="checkbox"/> その他
(2)(1)で選んだ分野について、 御意見・御要望をお書き下さい。 (200字程度) ↓ (公財)日本生態系協会： <u>意見 200 字程度、それに説明をつ けさせていただきます。</u>	<p>◆【意見】基本理念について</p> <p>食料・農業・農村基本法の見直しに当たっては、①「基本理念」の一つとして「環境の保全」を掲げるとともに(※「環境等への『配慮』」でなく「環境の保全」を掲げる)、②同基本理念中の「条文」に、化学合成農薬の使用削減等による生物の多様性への負荷の低減のみならず、例えば水田農業であれば江の設置等更に積極的に生物の多様性を豊かにする取組を含む意味としての「生物の多様性の保全を図る」との文言を掲げる必要があります。</p> <p>【説明】</p> <p>本「中間取りまとめ」の「基本理念の見直し方向」p.13に「環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換」とありますが、「環境」に対して『配慮』との程度の考えが示されるにとどまっています。環境を保全するという姿勢をしっかりと示す必要があります。</p> <p>「生物の多様性の保全」の文言については、現食料・農業・農村基本法の基本理念の一つ「多面的機能の発揮」の中で示されていませんが、参議院での審議の最後の日当たる平成11年7月12日に、この点を補うかたちで『生物多様性の維持増進』に配慮した多面的機能の発揮等を図ることが極めて重要である」と『生物多様性の維持増進』が本会議で決議されていました。</p> <p>新たな基本法には、生物多様性の劣化現状、その回復の重要性を踏まえ、基本理念に「環境への配慮」でなく、「環境の保全」を掲げるとともに、同基本理念中の条文の中で「生物の多様性の保全を図る」との文言を明示する必要があります。</p>

食料・農業・農村基本法の検証・見直しに関する意見 2/6

令和5年7月14日

氏名／法人名(必須)	(公財)日本生態系協会 会長 池谷奉文(いけやほうぶん) ※団体としての意見
お住まいの都道府県／ 本社・本店等の所在地(必須)	東京都 豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル
職業／業種(必須)	以下の項目より、該当するものをお選びください。(☑をお願いします) <input type="checkbox"/> 農業関係 <input type="checkbox"/> 農業関係団体 <input type="checkbox"/> 食品製造・加工 <input type="checkbox"/> 外食産業 <input type="checkbox"/> 流通業 <input type="checkbox"/> 農業生産資材(肥料・農薬・飼料・農業機械) <input type="checkbox"/> 地方公共団体 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 一般消費者 <input type="checkbox"/> 消費者団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他
(1)御意見・御要望の分野	以下の項目より、該当するものに1つだけお選びください。(☑をお願いします) <input type="checkbox"/> 全般 <input type="checkbox"/> 基本理念 <input type="checkbox"/> 食料分野 <input checked="" type="checkbox"/> 農業分野 <input type="checkbox"/> 農村分野 <input type="checkbox"/> 環境分野 <input type="checkbox"/> 食料・農業・農村基本計画等 <input type="checkbox"/> 不測時における食料安全保障 <input type="checkbox"/> 関係者の責務、行政機関及び団体その他 <input type="checkbox"/> その他
(2)(1)で選んだ分野について、 御意見・御要望をお書き下さい。 (200字程度) ↓ (公財)日本生態系協会： <u>意見 200 字程度、それに説明をつ けさせていただきます。</u>	<p>◆【意見】農業分野について</p> <p>新たな基本法において、基本的施策の一つとして農業生産の基盤の整備を掲げた上で(※現基本法では第 24 条)、「環境との調和に配慮しつつ」との現基本法の姿勢を一步進め、「生物の多様性の保全等環境の保全を図りつつ」との文言を掲げる必要があります。</p> <p>【説明】</p> <p>現基本法第 24 条で、農業生産の基盤の整備に当たっての「環境との調和に配慮」が掲げられ、その後 2001 年にドイツの土地改良制度を一つの参考に、日本でも土地改良法が改正されました。一方、本「中間とりまとめ」ではまず「生産基盤の整備」に当たっての環境影響の問題がまったく取り扱われていません。このため、まず最終報告に向けて、この問題を議論する必要があります。</p> <p>そして、生物多様性の現状及びその重要性を踏まえ、持続可能な農業の主流化に向け、現基本法に示された取組姿勢を更に一步進め、新たな基本法では「生物の多様性の保全等環境の保全を図りつつ」との文言を明示する必要があります。</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>

食料・農業・農村基本法の検証・見直しに関する意見 3/6

令和5年7月14日

氏名／法人名(必須)	(公財)日本生態系協会 会長 池谷奉文(いけやほうぶん) ※団体としての意見
お住まいの都道府県／ 本社・本店等の所在地(必須)	東京都 豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル
職業／業種(必須)	以下の項目より、該当するものをお選びください。(☑をお願いします) <input type="checkbox"/> 農業関係 <input type="checkbox"/> 農業関係団体 <input type="checkbox"/> 食品製造・加工 <input type="checkbox"/> 外食産業 <input type="checkbox"/> 流通業 <input type="checkbox"/> 農業生産資材(肥料・農薬・飼料・農業機械) <input type="checkbox"/> 地方公共団体 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 一般消費者 <input type="checkbox"/> 消費者団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他
(1)御意見・御要望の分野	以下の項目より、該当するものに1つだけお選びください。(☑をお願いします) <input type="checkbox"/> 全般 <input type="checkbox"/> 基本理念 <input type="checkbox"/> 食料分野 <input type="checkbox"/> 農業分野 <input type="checkbox"/> 農村分野 <input checked="" type="checkbox"/> 環境分野 <input type="checkbox"/> 食料・農業・農村基本計画等 <input type="checkbox"/> 不測時における食料安全保障 <input type="checkbox"/> 関係者の責務、行政機関及び団体その他 <input type="checkbox"/> その他
(2)(1)で選んだ分野について、 御意見・御要望をお書き下さい。 (200字程度) ↓ (公財)日本生態系協会： <u>意見 200 字程度、それに説明をつ</u> <u>けさせていただきます。</u>	<p>◆【意見】環境分野について</p> <p>新たな基本法では、①「環境の保全」という章立または節立てを行い、②そのなかで、ネオニコチノイド系農薬の使用を止めての有機農業の積極的推進、農業生産基盤整備に当たっての生物の多様性の保全等環境の保全、③農業利用が困難とされた農地を自然に還すこと(再林地化だけでなく、再湿地化を含む)を示す必要があります。</p> <p>【説明】</p> <p>本「中間取りまとめ」p.36に言及されているとおり、現基本法は、「環境」という独立した章立て、節立てがなされていません。</p> <p>新たな基本法では、食料・農業・農村の各施策に関する条文において、「環境の保全」「生物の多様性の保全」に併せて取り組むことを示すとともに、①「環境の保全」という章立て等を行い、②そのなかで、ネオニコチノイド系農薬の使用を止めての有機農業の積極的推進、農業生産基盤整備に当たっての生物の多様性の保全等環境の保全、③農業利用が困難とされた農地を自然に還すこと(p.39 では再林地化のみが示されていますが、再湿地化を含む)を示す必要があります。</p>

食料・農業・農村基本法の検証・見直しに関する意見 4/6

令和5年7月14日

氏名／法人名(必須)	(公財)日本生態系協会 会長 池谷奉文(いけやほうぶん) ※団体としての意見
お住まいの都道府県／ 本社・本店等の所在地(必須)	東京都 豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル
職業／業種(必須)	以下の項目より、該当するものをお選びください。(☑をお願いします) <input type="checkbox"/> 農業関係 <input type="checkbox"/> 農業関係団体 <input type="checkbox"/> 食品製造・加工 <input type="checkbox"/> 外食産業 <input type="checkbox"/> 流通業 <input type="checkbox"/> 農業生産資材(肥料・農薬・飼料・農業機械) <input type="checkbox"/> 地方公共団体 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 一般消費者 <input type="checkbox"/> 消費者団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他
(1)御意見・御要望の分野	以下の項目より、該当するものに1つだけお選びください。(☑をお願いします) <input type="checkbox"/> 全般 <input type="checkbox"/> 基本理念 <input type="checkbox"/> 食料分野 <input type="checkbox"/> 農業分野 <input type="checkbox"/> 農村分野 <input type="checkbox"/> 環境分野 <input checked="" type="checkbox"/> 食料・農業・農村基本計画等 <input type="checkbox"/> 不測時における食料安全保障 <input type="checkbox"/> 関係者の責務、行政機関及び団体その他 <input type="checkbox"/> その他
(2)(1)で選んだ分野について、 御意見・御要望をお書き下さい。 (200字程度) ↓ <u>(公財)日本生態系協会:</u> <u>意見 200 字程度、それに説明をつ</u> <u>けさせていただきます。</u>	<p>◆【意見】食料・農業・農村基本計画について</p> <p>新たな基本法に基づく新たな基本計画の計画事項に、環境の負荷への「低減」に加え、更に積極的に生物の多様性を豊かにする取組を含む意味としての「生物の多様性の保全」、包括的文言としては「環境の保全」を挙げる必要があります。</p> <p>【説明】</p> <p>本「中間取りまとめ」p.43 に、改正基本法に基づく新たな基本計画に挙げるテーマの例として、「環境負荷を低減する持続可能な農業・食品産業」が例示されています。</p> <p>この点について、生物多様性の劣化現状、その回復の重要性を踏まえ、農業生産活動や生産基盤整備に伴い生じている環境へのマイナスを減らすという意味の「低減」に加え、例えば水田農業であれば江の設置等更に積極的に生物の多様性を豊かにする取組を含む「生物の多様性の保全」、包括的文言としては「環境の保全」をテーマとして設定する必要があります。</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>

食料・農業・農村基本法の検証・見直しに関する意見 5/6

令和5年7月14日

氏名／法人名(必須)	(公財)日本生態系協会 会長 池谷奉文(いけやほうぶん) ※団体としての意見
お住まいの都道府県／ 本社・本店等の所在地(必須)	東京都 豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル
職業／業種(必須)	以下の項目より、該当するものをお選びください。(☑をお願いします) <input type="checkbox"/> 農業関係 <input type="checkbox"/> 農業関係団体 <input type="checkbox"/> 食品製造・加工 <input type="checkbox"/> 外食産業 <input type="checkbox"/> 流通業 <input type="checkbox"/> 農業生産資材(肥料・農薬・飼料・農業機械) <input type="checkbox"/> 地方公共団体 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 一般消費者 <input type="checkbox"/> 消費者団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他
(1)御意見・御要望の分野	以下の項目より、該当するものに1つだけお選びください。(☑をお願いします) <input type="checkbox"/> 全般 <input type="checkbox"/> 基本理念 <input type="checkbox"/> 食料分野 <input type="checkbox"/> 農業分野 <input type="checkbox"/> 農村分野 <input type="checkbox"/> 環境分野 <input type="checkbox"/> 食料・農業・農村基本計画等 <input type="checkbox"/> 不測時における食料安全保障 <input checked="" type="checkbox"/> 関係者の責務、行政機関及び団体その他 <input type="checkbox"/> その他
(2)(1)で選んだ分野について、 御意見・御要望をお書き下さい。 (200字程度) ↓ <u>(公財)日本生態系協会： 意見 200 字程度、それに説明をつ けさせていただきます。</u>	<p>◆【意見】関係者の責務について</p> <p>新たな基本法に掲げる消費者をはじめとする関係者全員の責務・役割規定について、みどりの食料システム法第6条(事業者及び消費者の努力)第2項を踏まえ、「環境の保全」、特に「生物の多様性の保全」への理解や行動変容に務めるべき旨を示す必要があります。</p> <p>【説明】</p> <p>本「中間取りまとめ」p.48 に示されているとおり、持続可能な農業生産の推進等のためには、消費者を中心とする全ての関係者の理解、行動変容が不可欠です。</p> <p>みどりの食料システム法第6条(事業者及び消費者の努力)第2項に「消費者は…環境と調和のとれた食料システムに対する理解と関心を深め、環境への負荷の低減に資する農林水産物等を選択するよう努めなければならない。」とされています。</p> <p>これを踏まえ、新たな基本法には、生物多様性の劣化現状、その回復の重要性を踏まえ、「環境の保全」、特に「生物の多様性の保全」への理解、行動変容の必要性の観点から、消費者をはじめとする関係者全体の責務・役割規定を見直す必要があります。</p>

